

令和 4 年（2022 年）9 月 21 日
 午後 4 時 30 分～午後 5 時
 於：高層棟 4 階 特別会議室
 環境部 環境政策室

令和 4 年度 第 2 回政策調整会議 動物の個別焼却に係る手数料について

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から動物の個別焼却及び返骨を開始するため、新たに個別焼却に係る手数料を定めるものです。

1 概要

吹田市立やすらぎ苑は火葬の実施を主な事業としており、動物の焼却については、返骨の必要がないことから 1 炉の動物炉にて一度に複数体を焼却しています。

一方、近年、ペットを家族と同等と考える方が多く、人間と同様のお別れをしたいという声を受け、今般、サービス向上の取組として、火葬場の運営に支障のない範囲内で、飼い主の要望に寄り添ったサービスを提供できるよう、動物の個別焼却及び返骨を開始するため、新たに個別焼却に係る手数料を定めるものです。

2 料金について

(1) 手数料の額

1 個体につき 21,000 円

ア 1 個体の焼却に要する燃料及び作業時間に大きな差が生じないため、動物の種類や大きさに関わらず、料金は一律とします。

イ 動物炉の大きさを超える動物及び火葬時に遺骨が残らない可能性が高い小動物は個別焼却の対象外とします。

(2) 算出根拠

「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づき算出
 （人件費＋動物の焼却及び返骨に要する経費）/受入件数

(3) 他市及び民間業者の状況について

参考資料 2 のとおり

3 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正内容案

一般廃棄物の 種類等	手数料	
	現行	改正案
犬、猫その他の 小動物の死体	1 個につき 2,000 円	複数焼却 1 個につき 2,000 円 個別焼却 1 個につき 21,000 円

4 今後のスケジュール（案）

令和4年（2022年）11月	11月定例会で条例改正を提案
令和5年（2023年）1月	市HP等で周知
令和5年（2023年）4月1日	改正条例施行（吹田市立やすらぎ苑で運用開始）